

公益財団法人北野生涯教育振興会

役員及び評議員に対する報酬等支給基準規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人北野生涯教育振興会定款（以下「定款」という）第21条及び第28条の規定に基づき、この法人の理事、監事及び評議員に対する報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 役員報酬

(支給対象)

第2条 役員報酬は、「定款」第23条及び第24条に規定する理事及び監事が常勤である場合に、常勤である役員のみに対して支給する。

(支給金額)

第3条 前条で定める者に対する報酬金額は、1名当たり年額1千万円を超えない範囲で、評議員会で決定する。

(支給方法)

第4条 前条で決定された金額は、毎月25日、振込により支給する。

第3章 理事会及び評議員会等への出席報酬

(支給対象)

第5条 理事会及び評議員会等に出席した非常勤の理事、監事及び評議員には、職務執行の対価として報酬を支給する。

(支給金額)

第6条 出席報酬の金額は、1人／1回あたり5万円を超えない範囲で、評議員会で決定する。

(支給方法)

第7条 前条で決定された金額は、会議等開催の都度、振込または現金で支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務執行に当たり要した費用を支給する。

第4章 規程の改廃

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

附 則

1 この規程は、この法人が公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。